

芸能花伝舎創造スペース利用規約

2025年4月1日改訂

1. 【利用できる活動内容】

主に演劇・舞踊・演芸・音楽などの芸能・芸術に関する活動にご利用頂けます。ただし、随時募集期間についてはその他の文化活動にもご利用いただくことができます。また、ドラマ・CM・雑誌等、映像やスチールの撮影や、催事（公演を除く）にもご利用いただくことができます。

2. 【営業時間】

10：00～22：00（開館は9：30）。

3. 【休館日】

年末年始の9日間（12月28日～1月5日まで）。

4. 【創造スペース】

スペースの詳細・料金は別紙をご覧ください。

5. 【時間区分】

利用時間区分は次の通りです。

午前 (3時間)	午後 (4時間)	夜間 (4.5時間)	全日 (12時間)
10：00 ～13：00	13：15 ～17：15	17：30 ～22：00	10：00 ～22：00

※上記の時間には準備と片づけ・清掃も含まれます。

※同スペース複数区分ご利用の場合は区分間も利用時間に含まれます。

6. 【利用募集】

利用募集には、（1）定期募集、（2）長期優先募集、（3）随時募集の3種類があります。

（1）定期募集

1年を4つの利用期間に区分し、各期日までにいただいたご利用申請について、審査・抽選を実施します。定期募集のスケジュールは次の通りです。当該日が土・日・祝日にあたる場合は、翌平日に繰り下げとなります。

募集対象 利用期間	利用申請 受付締切	結果連絡
1月～3月	前年10/10	10/31
4月～6月	1/10	1/31
7月～9月	4/10	4/30
10月～12月	7/10	7/31

（2）長期優先募集

連続で7日以上の利用及び1か月以上の利用については、定期募集よりも早期に利用の可否が確定する長期優先募集に申し込むことができます。

募集対象 利用期間	利用日数	利用申請 受付締切	結果連絡
1月～3月	7日以上	前年 7/10	前年 7/31
	1か月以上	前年 4/10	前年 4/30
4月～6月	7日以上	前年10/10	前年10/31
	1か月以上	前年 7/10	前年 7/31
7月～9月	7日以上	1/10	1/31
	1か月以上	前年10/10	前年10/31
10月～12月	7日以上	4/10	4/30
	1か月以上	1/10	1/31

（3）随時募集

定期募集結果連絡日の翌日以降、随時お申し込みいただくことができます。随時募集期間は、芸能・芸術活動以外の文化活動についてもお申し込みを受け付けます。

7. 【申込み手続き】

（1）利用者登録（初回のみ）

創造スペースご利用の際には、まず「利用者登録申請書」をご提出ください。芸能花伝舎HPの専用フォームからも登録が可能です。※撮影利用の場合は、利用者登録は不要です。

（2）空き状況の確認

空き状況は、芸能花伝舎 ☎03-5909-3066 までお問い合わせ下さい。施設受付でもご案内致します。

（3）仮予約

随時募集期間に限り、仮予約を受け付けます。仮予約の有効期間は原則3日間です。

（4）利用申請

「創造スペースご利用申請書」をご提出ください。芸能花伝舎ホームページの専用フォームからも申請が可能です。※撮影利用の場合は、「撮影利用申請書」をご提出ください。

（5）利用申請の承諾

利用申請が承認された場合は、定期募集については各募集月の月末日に、随時募集については原則ご申請日から10日以内に、「利用承諾書」をお送りします。

8. 【利用料のお支払い】

（1）支払期限

創造スペース利用料は、利用承諾書に記載された期日まで（利用承諾書発行日から14日以内）に、全額前納にてお納め下さい。ただし、利用日が申請日から14日以内である場合および撮影利用の場合は、当日受付にて現金でお支払い下さい。期日までに利用料をお支払い頂けない場合、利用承認を取り消した上で所定のキャンセル料を申し受けます。

（2）支払方法

銀行振込／郵便振替／現金によるお支払いが可能です。

9. 【利用のキャンセル】

利用申請後に利用を取り消す際は「キャンセル申請書」をご提出ください（電話など口頭では受け付けておりません）。また、次の通りキャンセル料を頂戴致します。

（1）キャンセル料率（撮影利用を除く）

キャンセル申請日	体育館	体育館以外
利用日の91日前まで	20%	10%
90日前から31日前まで	50%	20%
30日前から21日前まで	70%	50%
20日前から11日前まで	70%	70%
10日前から当日	100%	100%

（2）撮影利用のキャンセル料率

撮影利用申請書の記載をご覧ください。

10. 【駐車場の利用】

- 車両種別、駐車時間により別紙に定める料金がかかります。
- 駐車場の予約は受け付けておりません。
- 駐車の際は受付に備え付けの利用簿に記入をお願いします
- 満車時等はお使いいただけない場合があります。
- 駐車場のみのご利用はできません。
- 創造スペースご利用区分の前後1時間を超えての駐車は出来ません。
- 開館時間（9:30～22:00）以外の出入りは出来ません。
- 営業時間外の留め置きについては、事前に必ずご相談下さい。なお、施設の利用状況によってはお受けできない場合があります。また、夜間留め置きのみのご利用はお受けしません。

11. 【禁止事項】

以下の行為を禁止します。

- 当施設の利用権の譲渡または転貸。
- 申請内容と異なる利用。
- 法令、公序良俗に反する利用。
- 飲食を主目的とした利用
- 酒類の持ち込み、飲酒。
- 火気、危険物の持ち込み、使用。
- 所定の喫煙スペース以外での喫煙。
- 当施設の敷地内での宣伝、勧誘、募金活動
- 物品の販売（当協議会から許可を得た場合を除く）。
- 施設内への動物（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）の持ち込み。
- 他のスペース利用者に影響を及ぼす行為。
（例：大きな音や振動を発生するものの使用。強い臭気や煙を放つものの持ち込み。明らかにスペースの収容人数を超える人数での利用。）
- 政治的活動、宗教活動。
- 反社会的勢力に属する者またはこれに関連する者による利用。
- その他、当施設の運営に支障が生じる可能性のある行為。

12. 【損害賠償】

- 当施設内の設備や備品を破損、汚損、紛失するなど、当協議会に損害（運営上の損害を含む）を生じさせた場合は、相当な額の賠償を請求致します。

13. 【利用の拒否・停止】

本規約に違反または違反する恐れがあると当協議会が認めた場合には、創造スペースを含め、当施設の利用を拒否または停止させていただく場合があります。

14. 【免責事項】

- 天災地変、テロ、火災、設備トラブルその他やむを得ない事由が生じた場合には、当協議会の判断により、施設の一部または全部の利用を停止する場合があります。この場合、ご利用いただけない日数分の利用料は全額返金致します。
- 利用の拒否および停止に関連して発生した損害について、当協議会は一切責任を負いません。
- 当施設の敷地内で発生した紛失、盗難、事故等について、当協議会は一切責任を負いません。
- 万が一、利用者に対する損害賠償の必要が生じた場合でも、当協議会は、当該利用に関して利用者が支払った利用料を超えて損害賠償責任を負いません。

※本規約は予告なく改定する場合があります。

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演芸術振興部 花伝舎管理課

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-12-30
TEL:03-5909-3066（創造スペース貸出受付）
FAX:03-5909-3061
kadensha@geidankyo.or.jp